

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る事前協議制度実施要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）（以下「法」という。）に基づく事務のうち、宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事若しくは特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしようとする区域に、森林区域（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画及び同法第7条の2第1項の規定によりたてられた森林計画の対象とする森林の区域）を含むことにより大阪府環境農林水産部が所管する事務の円滑な処理と適正な法の運用を図るため事前協議制度を設け、その運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において事前協議とは、宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事若しくは特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしようとする者（以下「事業計画者」という。）が、法第12条第1項又は第30条第1項の規定による工事の許可申請（以下「許可申請」という。）に先立ちあらかじめ当該計画の内容について知事と協議し、指導を受けることをいう。

(事前協議)

第三条 事業計画者は、別記様式に定める事前協議書（3部）に必要事項を記入し、別表に掲げる図書を添付して、当該工事が施行される土地が所在する市町村を所管する大阪府農と緑の総合事務所に提出するものとする。

- 2 事前協議を受けた知事は、事前協議書の内容を審査し、許可申請、許可基準、許可後の義務（必要事項を含む。）等の基本的な事項について、協議、指導するものとする。
- 3 事前協議が完了したときは、事業計画者に事前協議書1部を返却するものとする。

(他法令等所管の関係機関との情報交換)

第四条 知事は、当該計画に適用される法令等を所管する市町村等の関係機関に対し、事前協議書等の提出された書類を提供することができる。

(報告の徴収)

第五条 知事は、事業計画者に対し、必要に応じて、周辺住民への事前周知及び他法令等所管の関係機関との調整又は協議等に関し、報告を求めることができる。

(事前協議書の有効期間)

第六条 事前協議書の有効期間は、知事が事前協議書を返却した日から起算して1年とし、当該有効期間を経過したときは、事前協議書はその効力を失う。ただし、当該有効期間の経過前に事業計画者から当該有効期間内に許可申請できない旨の申出（理由書の提出等）があり、知事がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

(事前協議書の添付)

第七条 事業計画者が、許可申請を行うときは、申請書の副本に事前協議書の原本を添付するものとする。

(その他)

第八条 この要綱に定めるもののほか、事前協議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

正副

事前協議書

大阪府知事 様

(事業計画者)

住所

氏名

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る事前協議制度実施要綱第3条第1項に基づき、関係書類を添えて事前協議書を提出します。

Form with multiple sections: 工事主住所氏名, 設計者住所氏名, 土地の所在地及び地番, 行為目的・行為内容, 土地の面積・地形, 盛土等の面積, 盛土等の高さ・土量, 規制区域等の別, その他規制法令等, 工事区域に含まれる施設, 農地転用許可, 手数料の納付方法.

[注意]

- 1 事業計画者を記名し、[] 中の事項について記入してください。
2 事業計画者、工事主、設計者又は工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
3 工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか当該法人の役員住所氏名を記入してください。
4 工事施行者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
5 代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
6 盛土タイプは、該当する盛土タイプ○印を付してください(複数選択可)。土地の地形は、溪流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
7 この協議書を紛失されますと、再度、事前協議が必要になりますので、大切に保管してください。

Table with 4 columns: 有効期限, 説明会の実施, 水質検査の実施, 手数料. Includes fields for return date, fee amount, and area.

指導内容	備考

別表（添付図書）

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1. 位置図	・方位、道路及び目標となる地物 ・市街化区域、市街化調整区域、 森林区域等	1/10,000 以上	要	要	(省令第7条第1項第1号)
2. 地形図	・方位及び土地の境界線（赤枠で 囲むこと）	1/2,500 以上	要	要	等高線は、2mの標高差を示す ものとする。こと。 (省令第7条第1項第1号)
3. 平面図	・方位及び土地の境界線並びに、 盛土（赤色で着色）又は切土（黄 色で着色）をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、 排水施設及び地滑り抑止ぐい又 はグラウンドアンカーその他の 土留の位置	1/2,500 以上	要	—	断面図を作成した箇所に断面 図と照合できるように記号を 付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必 要がない場合は、その旨を付す ること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排 水施設については、申請書と照 合できるように番号を付する こと。 (省令第7条第1項第1号)
	・方位及び土地の境界線並びに 勾配が10分の1を超える土地にお ける堆積した土石の崩壊を防止 するための措置を講ずる位置及 び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類 するものを設置する位置、雨水そ 他の地表水を有効に排除する 措置を講ずる位置及び当該措置 の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土 砂の流出を防止する措置を講ず る位置及び当該措置の内容	1/500 以上	—	要	断面図を作成した箇所に断面 図と照合できるように記号を 付すること。 空地、雨水その他の地表水によ る堆積した土石の崩壊を防止 するための措置及び堆積した 土石の崩壊に伴う土砂の流出 を防止する措置については、申 請書と照合できるように番号 を付すること。 (省令第7条第2項第1号)
4. 断面図	・盛土又は切土をする前後の地 盤面	1/2,500 以上	要	—	高低差の著しい箇所について 作成すること。 (省令第7条第1項第1号)
	・土石の堆積を行う土地の地盤 面	1/500 以上	—	要	申請書の土石の堆積の最大堆 積高さ及び土石の堆積を行う 土地の最大勾配が照合できる ように断面図を作成すること。 (省令第7条第2項第1号)
5. 排水施設の平面 図	・排水区域の区域界並びに排水 施設の位置、種類、材料、形状、 内のり寸法、勾配、水の流れの方 向、吐出口の位置及び放流先の名 称	1/500 以上	要	—	汚水・雨水を区分すること。 流量計算書及び流域図を添付 すること。 土石の堆積については、平面図 に記載すること (省令第7条第1項第1号)
6. 崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質 の種類が二以上であるときは、そ れぞれの土質及びその地層の厚 さ）、盛土又は切土をする前の地 盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	要	—	擁壁で覆われる崖面について は、土質に関する事項は示すこ とを要しない。 (省令第7条第1項第1号)

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
7. 擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	要	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置等として設置する場合は要	コンクリート擁壁の場合は構造計算書を添付のこと。 (省令第7条第1項第1号)
8. 崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	(省令第7条第1項第1号)
9. 土地の公図の写し又は現況地番図	・土地の境界（赤枠で囲むこと）並びに土地の地番を示すこと。		要	要	・公図の写しについては、謄写者、謄写場所、謄写年月日を記入すること。 現況地番図については、所有者名及び地目を記入すること。
10. 丈量図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	1/500 以上	要	要	
11. その他協議に必要な書類	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域内の土地の登記事項証明書又は土地調書		要	要	・登記事項証明書については、受付日より3ヶ月以内のもの ・土地調書については、土地が複数に及ぶ場合は必須
	・農地転用許可証又は非農地証明		地目が農地の場合は要	地目が農地の場合は要	
	・土量計算書		状況により添付を求める場合は要	状況により添付を求める場合は要	・平均断面法、メッシュ法、等高線法により算出 ・締め固めた土量（盛土の場合）、地山土量（切土の場合）、ほぐした土量（ストックヤードの場合）を算出（計算根拠、土量換算係数（土量変化率）を用いた場合の引用元も記載すること） ・横断面図、縦断面図を元に作成する場合、断面図作成間隔は、土量計算上、支障がない場合は50mまで可能

注 意 事 項

- 1 この事前協議は、許可申請に先立ちあらかじめ当該計画の内容について知事と協議し、指導を受けるものです。また、必要に応じて本事前協議書を利用して、他法令所管の関係機関との情報交換を行います。
- 2 事業計画者は、この事前協議書に必要事項を記入の上別表に掲げる図書を添付してください。
- 3 許可申請は、この事前協議書に定められた有効期間内に行ってください。
万一、有効期間を経過した場合、事前協議の効力がなくなることがありますので十分注意してください。
- 4 事前協議書の有効期間は、事前協議が完了したとして知事が事前協議書を返却した日から起算して1年です。
ただし、有効期間内に許可申請ができない旨の理由書を提出し、知事がやむを得ないと認めたときに限り、1年以内で有効期間を延長することができます。
- 5 この事前協議書の内容が法令の改正により新しい法令に抵触することとなったとき又は大幅な変更のある場合は再度事前協議を必要とする場合があります。
- 6 この事前協議が完了した場合であっても、許可申請の内容を審査する際、細部について指導を行う場合があります。
- 7 許可申請に係る手数料の算定は、事前協議書の「手数料算定用面積」より算出しますので、修正等が生じないように十分注意してください。
なお、手数料の納付方法は、納入通知書（収納取扱金融機関）又はコンビニ納付のいずれかを選んでいただきます。
- 8 溪流等において高さ15mを超える盛土を行う場合、住民への周知の方法として「説明会」の開催が必要となります。
- 9 外部から搬入した土砂を用いて土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行う土地の面積が3,000㎡を超える場合は、「大阪府宅地造成及び特定盛土等における水質検査実施要綱」に基づき、水質検査を実施し定期的に報告することが必要となります。
- 10 なお、本事前協議書（添付図書含む）および事前協議結果回答（指導内容含む）については、情報公開条例の対象です。